

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横瀬町長 富田 能成

市町村名 (市町村コード)	横瀬町 (113611)
地域名 (地域内農業集落名)	芦ヶ久保 (森下、日向山、大畑、赤谷及び入山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

芦ヶ久保地域は、町の東部に位置しており、横瀬川沿岸と芦ヶ久保駅北側の斜面に農地が点在している。農地は、主に畑、樹園地として利用され、芦ヶ久保駅前の日向山にかけては観光農業として果樹やいちごの栽培が行われているほか、秩父地方特産の茶の栽培も行われている。平成22年度からは、ロス材となっていた二番茶を活用して紅茶の生産に着手し、人気を博している。平成13年度からは、地域内の2地区において国の中山間地域等直接支払制度を活用し、共同取組活動の強化など、組織体制をより強固なものとしている。ただし、全国的な問題となってる農家の高齢化による後継者不足の状況、地域内の人口減少は特に顕著であり、アンケート調査からも、7割を超えるの農家で、「後継者の見込みがない」、「農地を貸し出したい」等といった状況であり、今後の農地の維持・管理が重要な課題となっている。特に、当地域では、鳥獣害による被害が深刻な問題となっている。地域内全体に整備した獣害ネット等は設置後相当な年月が経過しており、更新の必要性が生じている。また、当地域特産のお茶は収益性も低く、組合が所有・管理する工場内の機器も老朽化が激しく、更新をするにも多額な費用が必要となる。地域農業、特産物を守るためにも、人の確保、施設の整備が必要不可欠となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

芦ヶ久保集落の構成員が中心となって、ぶどう等果樹やいちご等野菜の栽培を慣行農法により実施する。また、上芦ヶ久保集落の構成員が中心となって、お茶の栽培を慣行農法により実施する。
地域内外からの就農者を確保し、農地の保全・管理を図る。権利設定が難しい農地については、農作業受委託による農地の活用も検討する。鳥獣害対策に取組み、農家のモチベーション維持に努める。
・集落営農組織での農業経営を強化 ・農業機械の共同利用の推進 ・共同取組活動の更なる推進

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われている農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構等を活用し、地域内の中心経営体や新たな農業者等へ農地の集積、集約化に努める。また、耕作が難しい農地については、集落営農組織等による農作業受委託も検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し手と受け手のマッチングについて、各機関と情報共有し、貸付が見込める農地については、積極的に農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の基盤整備すべき農地については、既に整備済である。地域内において農地の大区画化等の可能性について、今後協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町外からの移住者等で、新たに農業を生業とすることを希望する人材を担い手として育成するため、町、農業委員会、ちちぶ農業協同組合、埼玉県秩父農林振興センター等各機関と連携し、相談から定着まで体制づくりに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。作業効率化が期待できる作業等がある場合について、今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策 町では、鳥獣被害防止対策として、電気柵設置について補助金を交付している。地域農業者及び関係機関と連携し、鳥獣害被害を防止するため、様々な対策に取り組む。
- ⑤果樹等 地域内では、ブドウ等の果樹生産が活発に行われている。今後、各種補助制度の幅広い活用ができるよう各関係機関とも連携を強め、支援の強化を図る。
- ⑦保全・管理等 中山間地域直接支払制度等を活用している営農団体、地域の中心経営体等が主軸となって、農地の積極的な保全管理に努める。